

## 法律相談に持参していただく資料

※相談時に全て揃っている必要はありません。手元にある資料のみで構いませんので、可能な範囲でご持参ください。

1. 本人の給与明細書、源泉徴収票
2. 本人の確定申告書、所得証明書・課税証明書
3. 不動産登記簿謄本
4. 固定資産評価証明書（課税明細書も）
5. 住宅ローンの金銭消費貸借契約書
6. 住宅購入の際の契約書、頭金の拠出割合が分かる資料
7. 住宅ローンの今後の支払予定及び残高が分かる資料
8. DVがある場合は診断書や写真
9. 不貞がある場合は証拠と思われる資料
10. 相手方（又は弁護士）からの離婚交渉に関する書面（又はメールなど）
11. 訴訟や調停になっている場合は裁判所から届いた資料一式

※ご依頼いただく場合は、下記書類も必要となります。

- ・戸籍謄本、住民票
- ・相手方の給与明細書、源泉徴収票
- ・相手方の確定申告書、所得証明書・課税証明書・
- ・本人、相手方の雇用契約書や退職金規程など（退職金があるかないかが分かる書類）
- ・年金を受給しているのなら年金の通知書
- ・年金情報情報通知書(原本)
- ・双方の預貯金通帳(コピー、婚姻時から別居時までの記載のあるもの。子供名義のものも含む)。
- ・保険証書
- ・保険の解約返戻金証明書
- ・証券会社との取引明細など有価証券の残高が分かる資料
- ・(住宅ローン以外の)借金がある場合の残高が分かる資料
- ・自動車検査証